

入札公告

分任支出負担行為担当官
海上自衛隊航空補給処
管理部長 福田 理
(公印省略)

下記のとおり、一般競争入札に付します。

記

1 入札に付する事項

調達要求番号	件名	数量単位	履行期限	履行場所
06-1-2502-1616-1002-00	(輸入) 航空機部品 (部隊整備用) NUT ASSY, SPECIAL ほか	2件	令和6年11月29日	第31航空群

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」の資格において等級A、B、C又はDのいずれかに格付けされ、競争参加資格を有している者(競争参加地域は問わない。)、又は当該競争参加資格を有していない者にあつては、競争執行日までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格名簿に登録され、当該競争参加資格を有すると認められる者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官(以下「省指名停止権者」という。))又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3 契約条項、入札条件を示す場所

千葉県木更津市江川無番地 海上自衛隊航空補給処第1入札室

4 入札日時及び場所

- (1) 場所 千葉県木更津市江川無番地 海上自衛隊航空補給処第1入札室
- (2) 日時 令和6年5月27日 (月) 午後1時30分
(送達による入札書の受領期限は、令和6年5月24日 (金) 午後5時必着)

5 入札参加申込の期間及び場所

- (1) 場所 千葉県木更津市江川無番地 海上自衛隊航空補給処管理部契約課事務室
- (2) 期間 公告日～令和6年5月23日 (木) 午後5時
- (3) 申込 入札に参加する者は、上記期間内に「一般競争入札参加申込書」及び「資格審査結果通知書」を提出すること。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 全額免除する。
- (2) 落札者が契約を結ばないときは、落札者が見積った契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

7 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札、仕様書又は内訳書を申込期限までに受領していない者の入札は無効とする。

8 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

9 適用する契約条項

売買契約一般条項、売買契約等特殊条項(輸入品)、特定費目の代金の確定に関する特約条項、特定費目の代金の実費精算に関する特約条項、輸入品等に関する契約に係る資料の信頼性確保及び輸入調達調査の実施に関する特約条項、債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項(中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合)

10 入札書の記載金額等

- (1) 落札決定に当たっては、入札（見積）書に記載された金額（総価）に当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札（見積）者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札（見積）書に記載すること。ただし、入札（見積）書に記載される書面上の金額が消費税法に規定する消費税の課税標準と一致しないものは除く。
- (2) 入札金額についてはC&F等の外貨上限総額及び外国為替の換算率を入札書の内訳に記載するものとする。外貨は円価に換算し、国内諸経費を加えた円表示で入札するものとする。
- (3) 入札者は、特定費目の合計金額を含めた総額をもって入札するものとする。ただし、概算契約である場合は、特定費目の代金の確定に関する特約条項及び特定費目の代金の実費精算に関する特約条項を付すものとし、関税を含めない金額で入札するものとする。

11 その他

- (1) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (2) 送達により入札を行う場合は、入札書を調達要求番号、件名を表記した封筒に封入した上、更に当該封筒を封入し、外封筒に当たる封筒の表面に「入札書在中」の旨を朱書きして、必ず書留、簡易書留、配達記録郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律に定める信書便のうち書留の郵便物に準ずる取扱いをするものにより、4（2）に示す受領期限までに送達するものとする。
- (3) 仕様書の受領時に資格審査結果通知書の写しを契約課審査係に提出する。
- (4) 特定費目の代金の確定に関する特約条項を付す外貨建費目に適用する外国為替の換算率は、出納官吏事務規定第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率（令和5年12月26日財務省告示第321号）によるものとする。
- (5) 落札決定後、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者であることを確認するため、流動なお、債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項（別紙様式第2）の内容について、見積書の提出をもって締結に同意したものとする。
- (6) 入札に関する問い合わせ先

海上自衛隊航空補給処 契約課契約班 飯田事務官
TEL 0438-23-2361 (内線5082)
FAX 0438-22-6913

流動資産担保融資保証制度に伴う確認

調達要求番号： _____

調達件名： _____

貴社は、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者に該当しますか。

- 1 該当する 2 該当しない

1 と回答された場合、下表の左欄に○をご記入ください。

	業 種	資本金の額又は 出資の総額	従業員の数
	製造業、運送業、鉱業	3 億円以下	300 人以下
	卸売業	1 億円以下	100 人以下
	小売業	5 千万円以下	50 人以下
	サービス業	5 千万円以下	100 人以下

会社名（団体名） _____

担当責任者氏名 _____

債権譲渡制限の部分的解除のための特約条項

甲及び乙は、債権譲渡制限の部分的解除に関し、次の特約条項を定める。

(債権譲渡制限の部分的解除)

- 第1条 契約一般条項第3条の規定にかかわらず、乙が中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）である場合には、乙が流動資産担保融資保証制度を利用することが可能なときに限り、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し、甲に対する売掛債権を譲渡することができる。
- 2 前項の規定に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合には、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、センター支出官に対して支出の通知を行った時点で効力を生ずるものとする。
- 3 前項の規定は、甲が、前渡資金から乙に対価を支払う場合には適用しない。

(譲渡可能な売掛債権)

- 第2条 前条第1項の規定により乙が譲渡することのできる売掛債権は、乙が当該売掛債権を譲渡しようとする時点において、乙が反対給付の履行を完了していることを甲が受領検査調書や納品書などにより確認しており、かつ、その金額が確定しているものとする。

(部分払、前金払又は概算払との関係)

- 第3条 乙は、第1条第1項の規定により売掛債権を譲渡しようとする時点において、既に甲からこの契約に係る代金の部分払、前金払又は概算払を受けている場合には、確定した契約金額と、既に支払を受けている金額との差額のみ譲渡することができる。

(承諾申請及び通知の様式)

- 第4条 乙は、甲に対し売掛債権の譲渡の承諾申請又は通知を行う場合には、承諾申請は様式1により、通知は様式2により行わなければならない。

(承諾の様式)

第5条 甲は、乙からの債権譲渡の承諾申請について承諾する場合には、譲渡の対象となる売掛債権が第2条に規定する要件を満たすことを確認の上、様式1に定めた事項を遵守することを条件として承諾をするものとする。

(甲の権利及び利益)

第6条甲 及び乙は、乙の売掛債権譲渡が、契約不適合責任に係る権利、債務不履行等による契約の解除権、期限の利益、部分払、前金払又は概算払による債務の一部消滅、契約条項に基づく契約金額の変更その他契約内容の将来の変更、その他この契約に基づき甲が有する権利及び利益に一切の影響を及ぼさないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、甲に対する売掛債権を譲渡しようとする場合には、あらかじめ信用保証協会及び金融機関に対し、原契約条項及びこの特約条項の内容を説明しなければならない。

調達要求番号：06-1-2502-1616-1002-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	_____	仕様書番号	ZDP-R-K4003
名称	(輸入) 航空機部品 (部隊整備用) NUT ASSY, SPECIAL ほか(個別仕様書) ✓	防衛大臣承認年月日	
		作成年月日	6. 3. 26
		改正年月日	
		航空補給処航空機部航空機整備課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、(輸入) 航空機部品 (部隊整備用) NUT ASSY, SPECIAL ほかの調達に適用する。

1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するものを除き、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

仕様書

MHP-V-51030 航空機部品 (輸入) 共通仕様書

ZDP-R-X0006 航空機用輸入部品 (サープラスニュー) 調達共通仕様書

2 製品に関する要求

2.1 要求事項

この仕様書に規定する事項のほかは、MHP-V-51030及びZDP-R-X0006による。

2.2 数量及び納入場所等

数量及び納入場所等は、付表1のとおり。

2.3 その他

この部品の製造者コード及び製造業者名等については付表2のとおり。

3 出荷条件

ZDP-R-X0006の4.1は、次のとおり読み替えるものとする。

“納入するこの部品は、調達要領指定書で指定された場合を除き、MHP-V-51030の4.1によって1年以内に当該輸出国において所要の検査が行われたものとする。ただし、エイジ・コントロールの対象品目は、調達要領指定書で指定された場合を除き、官の検査日において、その残余日数が製作日から起算して2分の1以上あるものとする。”

4 疑義事項

この仕様書において疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

内 訊 書

付表1
1 頁

搬入場所：K4 第31航空群

定期：中間

調達要求番号 06-1-2502-1616-1002-00

契約業者名

契約

納地

納期

販売権コード

機種

機種

US2

項目番号	取扱 管 区 分	物 品 番 号	部 品 番 号	品 名	単 位	数 量	搬 入 場 所	機 器 コ ー ド	単 価	調 達 区 分	契 約 合 価	製 造 者 コ ー ド	術 技 提 携 先 コ ー ド	機 種	備 考
1	RQ		17D043-22	NUT ASSY ,SPECIAL	EA	288	K4			C		05259		US2	C
2	RQ		17D043-14	NUT, LOCK	EA	288	K4			C		05259		US2	C

付表2-製造者

番号	製造者コード	製造者名
1	05259	CONTAINER RESEARCH CORP

各 社 ご担当者 様

海上自衛隊航空補給処
管 理 部 契 約 課

見 積 依 頼 通 知 書

調達要求番号	06-1-2502-1616-1002-00
入 札 日	令和6年5月27日 ※入札日時については入札公告で確実に確認してください。

提出期限等	令和6年5月13日 までに、下見積りを原価計算課 山田（官） へ2部 契約課 飯田（官） へかがみのみ1部を提出してください。
-------	--

※提出先はすべて契約課担当者あてで結構です。

○外貨換算レートは支出官レートを使ってください。

○平成22年度からは入札（契約）時のレートも支出官レートとなります。入札書の備考欄にC&F等の外貨上限総額及び支出官レートを記載してください。

（令和5年度支出官レート：¥137.00/US\$、¥163.00/STG(GBP)、¥140.00/EURO）

○確定契約を行う場合は別途ご調整させていただきます。

○入札参加表明書の提出が必要な競争については、見積り書類と合わせてご提出ください。

電話番号／FAX番号	この入札に関する担当者（内線番号）	
TEL：0438-23-2361	契 約 課 飯田（官）	(5082)
FAX：0438-22-6913	原 価 計 算 課 山田（官）	(5101)

海上自衛隊航空補給処
契約課 審査係 宛て
TEL : 0438-23-2361
(5085, 5087)
FAX : 0438-22-6913

令和 年 月 日

一般競争入札参加申込書

調達要求番号	06-1-2502-1616-1002-00
件名	(輸入) 航空機部品 (部隊整備用) NUT ASSY, SPECIAL ほか
入札日	R6.5.27

会社名	
電話番号	
FAX番号	
担当者	

▼本紙送付時に「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」も添付のほど
よろしくお願い致します。